

## (1) 路外駐車場に関する届出制度

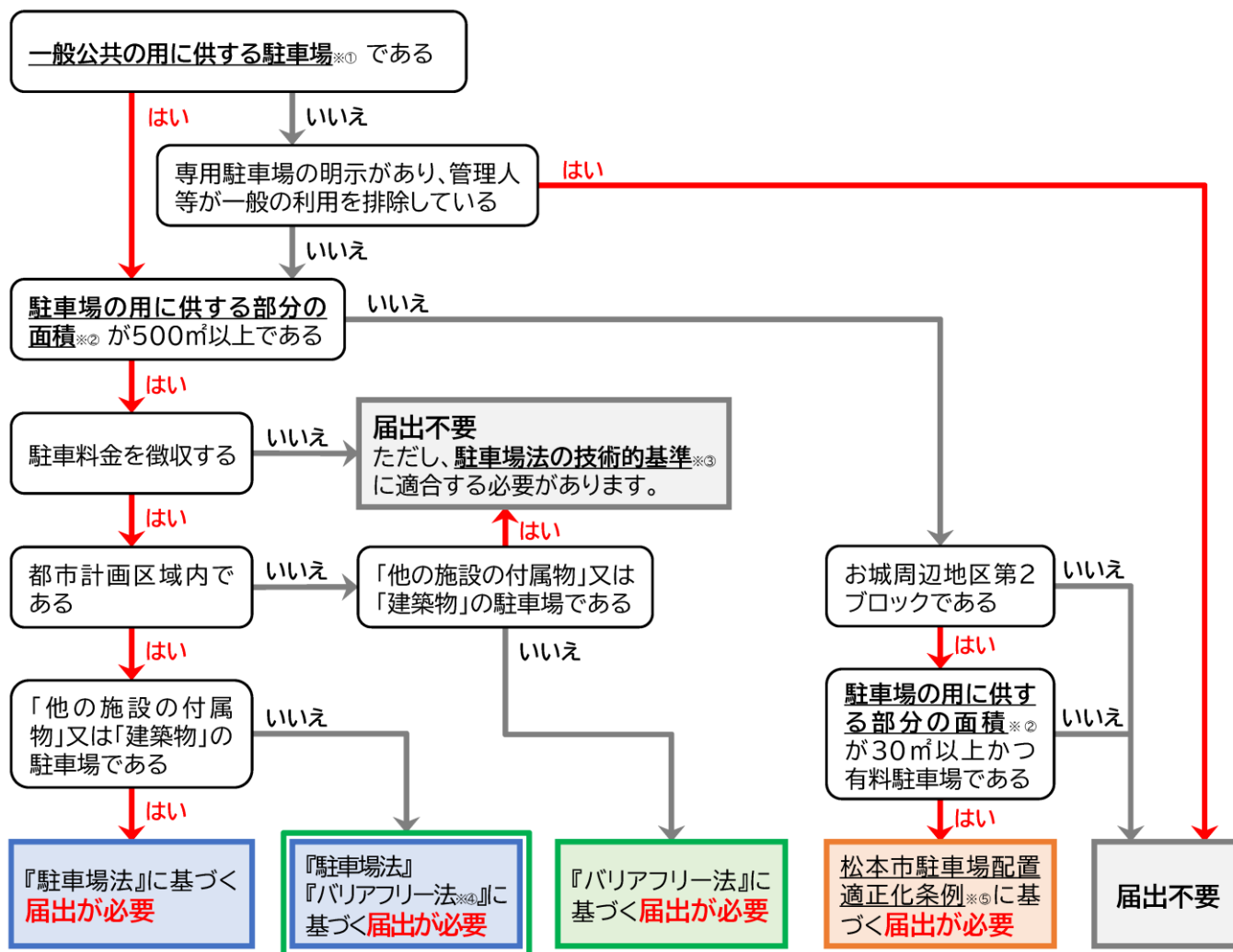
路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものを言います。一般公共の用とは、不特定多数の人が利用できる駐車場（月極、従業員専用など利用者が限定される駐車場を除く。）が該当します。

路外駐車場を設置・運営する場合には、各法令などにより「守らなければならないルール」が定められており、路外駐車場を設置・運営する方は、各法令の定めに沿って適切な措置を講ずる必要があります。

松本市では、駐車場配置の適正化に向けて、路外駐車場に関する3つの届出制度を運用しています。また、駐車場を設置・運営する場合に必要なとなる手続の判定フローは以下のとおりです。

立地適正化計画関連の届出制度	松本市駐車場配置適正化条例に基づく届出制度
その他路外駐車場に関する届出制度	駐車場法に基づく届出制度
	バリアフリー法に基づく届出制度

### ● 駐車場を設置・運営する場合に必要なとなる手続の判定フロー



- ※① 不特定多数の者が自由に使用できる駐車場
- ※② 自動車を駐車し格納する部分（駐車マス）の面積の合計
- ※③ 駐車場法第11条に規定する構造及び設備の基準で、駐車場等の出入口等について定めたものです。
- ※④ 「バリアフリー法」…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ※⑤ 市ホームページ“松本市駐車場配置適正化について”をご確認ください。